

子ども農山漁村交流プロジェクト ・地域力創造アドバイザーについて

総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト**、略称「子プロ」）。



送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

農林漁業の宿泊体験活動

- ◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネーターの活用
- ◆課題解決に向けた研究と実践



杉並区の小学生→山形県飯豊町（宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続）

①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む宿泊体験活動をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、子ども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。



首都圏を中心とした
角川ドワンゴ学園の中高生→
福島県西会津町
(町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。
定員15名に対して112名の応募)

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置



1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・農林漁業作業体験
- ・収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など）など

2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

- ① **推進協議会**（都道府県・市町村）に要する経費
- ② **地域協議会**（送り側・受入側）の運営に要する経費
- ③ **小学生・中学生の宿泊体験活動**に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

（※）の例

- ・子供や教員に係る宿泊費用
- ・教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・事業のために要する借損料（バスその他の車輌や備品）など

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

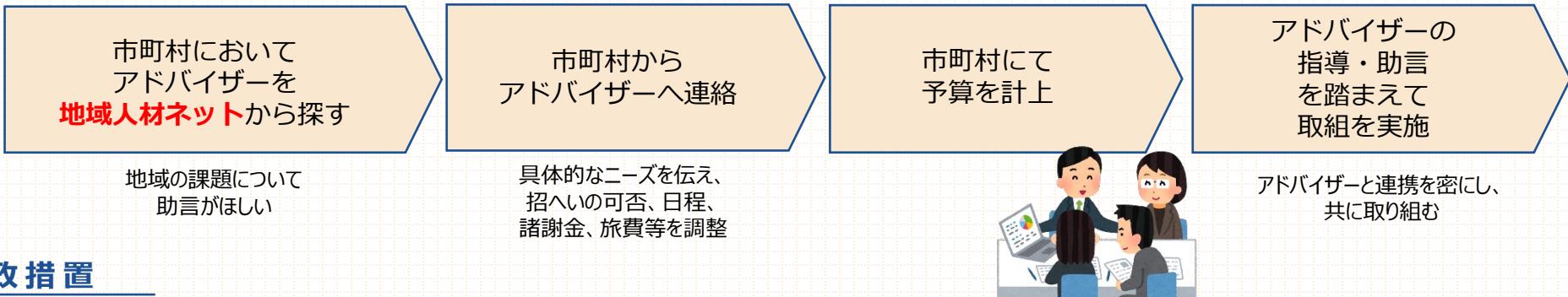
地域力創造アドバイザー



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件
活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上**招へいし、取組を実施

- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）
 - 民間専門家活用 (**610万円／年**)
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - 先進自治体職員（240万円／年）
謝金は対象外

アドバイザー活用事例

POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（**610万円／年**）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

活用事例集は
こちら→



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）



令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。
併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

1. 特別交付税措置期間の拡充

- 地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、これまで1市町村当たりの活用期間を最大3年間としていたところ、
3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。
(アドバイザー1人につき最大3年間活用可能)

2. 特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

- 民間専門家活用の上限額の引き上げ
【R7】1市町村当たり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年
- アドバイザーへの謝金単価の上限の設定
謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。